

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和4年3月2日（令和4年（行情）諮問第174号）

答申日：令和4年9月8日（令和4年度（行情）答申第218号）

事件名：行政文書ファイル「平成26年度 宿舍使用料関係」につづられている文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる118文書（以下、順に「文書1」ないし「文書118」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年3月26日付け防官文第5208号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）の取消し等を求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、下記の審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

(1) 審査請求書

ア 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24

頁)と定めており、「部分開示(部分不開示)の範囲(量)が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

ウ 電磁的記録についても特定を求める。

本件対象文書に電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める。

エ 文書の特定に漏れがないか確認を求める。

開示請求者は確認できないので、文書の特定に漏れがないか、念のため確認を求める。

オ 被写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、被写媒体としてDVD-Rが選択できるように改めて決定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成31年3月8日付け防官文第3785号により、文書1の案文の1枚目のみ(以下「先行開示文書」という。)について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分を行った後、令和3年3月26日付け防官文第5208号により、文書1の案文の1枚目を除く部分及び文書2ないし文書118について、法5条1号、4号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分)を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号、4号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

3 本件対象文書について

本件対象文書は、人事教育局厚生課宿舍企画室(以下「宿舍企画室」という。)が保有する行政文書ファイルにつづられている行政文書であり、紙媒体で管理されているものである。

4 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、一部に対する不開示決定処分の取消しを求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号、4号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたもので

あり、その他の部分については開示している。

- (2) 審査請求人は、「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。」として、不開示決定処分の対象部分の特定を求めるが、原処分において不開示とした部分は、不開示箇所を適正に特定の上、開示決定通知書に具体的に記載している。
- (3) 審査請求人は、「本件対象文書に電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める。」として、本件対象文書の電磁的記録の特定を求めるが、上記3のとおり、本件対象文書は紙媒体で管理されている行政文書であり、電磁的記録を保有していない。
- (4) 審査請求人は、「開示請求者は確認できないので、文書の特定に漏れがないか、念のため確認を求める。」として、文書の特定に漏れがないか確認するよう求めるが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していないことから原処分を行ったものであり、本件審査請求を受けて改めて確認したが、その存在は確認できなかった。
- (5) 審査請求人は、「開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。」として、複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求めるが、当該主張は、開示の実施の方法に係る不服申立てであって、法19条1項に基づいて諮問すべき事項にあたらぬ。
- (6) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年3月2日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月18日 審議
- ④ 同年7月15日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年9月2日 審議

第5 審査会の判断の理由

- 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求文書に該当する文書として本件対象文書を特定し、その一部を開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、他の文書の特定、不開示部分の開示等を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 本件請求文書は、行政文書ファイル管理簿に登録されている文書ファイル名「平成26年度 宿舍使用料関係」につづられている文書（行政文書ファイル管理簿上の文書分類は、作成・取得年度：2014年度，大分類：宿舍，中分類：宿舍管理，名称（小分類）：平成26年度 宿舍使用料関係）である。原処分を行った経緯は、理由説明書（上記第3を指す。以下同じ。）の1に記載したとおりであり、また、上記行政文書ファイルは、理由説明書の3及び4（3）において説明するとおり、紙媒体でのみ管理しているものであり、電磁的記録では管理しておらず、保有していない。

イ 当該行政文書ファイルを確認したところ、文書1ないし文書118（先行開示文書及び本件対象文書）が管理されていることを確認し、その他につづられている文書はなかった。

ウ 本件審査請求を受け、本件開示請求を受けた際と同様に、宿舍企画室の書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等の再度の探索を行ったが、先行開示文書及び本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書の存在を確認することはできなかった。

(2) 検討

ア 上記（1）アの諮問庁の説明に関し、当審査会事務局職員をして諮問庁から提示を受けた本件対象文書の行政文書ファイル管理簿への登録状況が分かる資料を確認させたところ、本件対象文書の「媒体の種類」欄に「紙」と記載されており、諮問庁の上記（1）アの説明に符合することが認められ、上記（1）ア及びイの諮問庁の説明には、特段不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。

諮問庁の上記第3の4（4）及び上記（1）ウの探索の範囲等について、特段の問題があるものとは認められない。

イ そうすると、先行開示文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に

該当する文書は保有していない旨の諮問庁の説明は、不自然、不合理とまではいえず、本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

ウ したがって、防衛省において、先行開示文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

不開示部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、上記第3の2のとおり（別表のとおり）説明するので、当審査会において本件対象文書を見分したところにより、以下検討する。

なお、当審査会において本件開示実施文書を確認したところ、文書62ないし文書76の1枚目、文書90の10枚目及び12枚目並びに文書98の7枚目のマスキング処理により不開示部分として取り扱われている部分の一部は、原処分に係る開示決定通知書の別紙第2の「不開示とした部分」欄に含まれておらず、当該部分は、原処分においては不開示とされていないものと認めるほかないことから、当該部分の不開示情報該当性については判断しない。

(1) 別表の番号1に掲げる不開示部分には、防衛省・自衛隊及び関係省庁の起案者、決裁者及び担当者等の氏名、官職並びに個人の印影が記載されていると認められる。

ア 当該不開示部分の不開示理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

当該不開示部分については、これらを開示すると、本件については、特定の部署の職員を対象とした開示請求が繰り返し行われる可能性があり、そうすると、対象となった職員が萎縮するなど、個人の権利利益を害するおそれ、さらには宿舍に関する業務や各職員の異動先の業務に関して執ように不当な開示請求が行われ、宿舍に関する業務に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。

イ これを検討するに、当該不開示部分を公にすると、特定の職員を対象とした開示請求が繰り返し行われる可能性があり、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする旨の上記アの諮問庁の説明は、否定することまではできず、これを覆すに足りる事情も認められない。そうすると、当該不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表の番号2に掲げる不開示部分のうち、別紙の3(6)ないし(8)に掲げる部分を除く部分には、防衛省・自衛隊及び関係省庁の職

員の内線番号，直通電話番号，FAX番号及びメールアドレスが記載されていると認められる。

これを検討するに，当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，当該部分は一般に公開されていない情報であるとのことであり，これを覆すに足りる事情は認められないことから，当該部分は，これらを公にすることにより，いたずらや偽計等に使用され，国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど，国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので，法5条6号柱書きに該当し，不開示としたことは妥当である。

しかしながら，別紙の3（6）ないし（8）に掲げる部分については，当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，一般に公開されている情報であることから，当該不開示部分を公にしたとしても，国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められないので，法5条6号柱書きに該当せず，開示すべきである。

- (3) 別表の番号3に掲げる不開示部分のうち，別紙の3（1）ないし（5）に掲げる部分を除く部分には，特定の公務員宿舍の貸与を受け又は退去等をする防衛省・自衛隊の職員の氏名，印影，所属部署，職務の級，電話番号，当該宿舍を退去後の住所，自動車の保管場所等の外，当該宿舍の名称，所在地，戸番，構造・規格等，入居日又は退去日，当該職員が支払う月額等使用料等，宿舍使用料の控除額等，単身赴任手当に係る認定等の状況等，当該宿舍の貸与を受ける理由又は退去等の理由等並びに宿舍管理人の氏名及び印影が文書ごとに一体として記載されていると認められる。

ア これを検討するに，当該不開示部分は，当該宿舍の貸与を受け又は退去等をする職員ごとに一体として，法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別できるものと認められ，また，当該宿舍の貸与を受け又は退去等をする職員に係る当該部分は，同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。また，宿舍管理人に係る当該情報について，当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，公務員宿舍の管理業務は，宿舍に居住する住人に個別に委託しているものであり，公務員の職務遂行情報ではないとのことであり，これを覆すに足りる事情も認められず，当該部分は，同号ただし書ハに該当せず，同号ただし書イ及びロに該当する事情も認められない。

イ 次に，法6条2項による部分開示の可否について検討すると，当該不開示部分のうち，特定の公務員宿舍の貸与を受け又は退去等をする防衛省・自衛隊の職員の氏名，印影，所属部署，職務の級，電話番号，当該宿舍を退去後の住所，自動車の保管場所等，当該宿舍の名称，所

在地，戸番については，公務員宿舎の貸与を受け又は退去等をする職員，宿舎管理人ごとの個人識別部分であり，部分開示の余地はない。

また，その余の部分についても，不開示とされた部分が開示された場合，当該宿舎の貸与を受け又は退去等をする職員等の個人を特定する手掛かりとなり，当該宿舎住民の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから，部分開示をすることはできない。

したがって，当該不開示部分は，法5条1号に該当し，不開示としたことは妥当である。

ウ しかしながら，別紙の3（1）ないし（5）に掲げる部分については，法5条1号に定める特定の個人を識別でき，又は特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報とは認められないので，同号に該当せず，開示すべきである。

（4）別表の番号4に掲げる不開示部分には，公務員宿舎の名称及び所在に関する情報等が記載されていると認められる。

当該不開示部分は，これらを公にすることにより，テロ等による当該宿舎住民の身体及び財産等への不当な侵害や特定の構造物への不法な侵入・破壊行為といった犯罪を誘発させるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので，法5条4号に該当し，不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は，当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件請求文書の開示請求に対し，本件対象文書を特定し，その一部を法5条1号，4号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については，防衛省において，先行開示文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので，本件対象文書を特定したことは妥当であり，別紙の3に掲げる部分を除く部分は，同条1号，4号及び6号柱書きに該当すると認められるので，不開示としたことは妥当であるが，別紙の3に掲げる部分は，同条1号及び6号柱書きに該当せず，開示すべきであると判断した。

（第1部会）

委員 合田悦三，委員 木村琢磨，委員 中村真由美

別紙

1 (本件請求文書)

管理簿	新管理簿
作成・取得年度等	2014年度
府省名	防衛省本省
大分類	宿舎
中分類	宿舎管理
名称(小分類)	平成26年度 宿舎使用料関係

2 (本件対象文書)

- 文書1 宿舎法施行規則第19条の調整にかかる報告について(防人厚第5565号。26.4.18)(案文の1枚目を除く。)他4件
- 文書2 宿舎法施行規則第19条の調整にかかる報告について(防人厚第7088号。26.5.16)他4件
- 文書3 宿舎法施行規則第19条の調整にかかる報告について(防人厚第8622号。26.6.18)他4件
- 文書4 宿舎法施行規則第19条の調整にかかる報告について(防人厚第10761号。26.7.18)他4件
- 文書5 宿舎法施行規則第19条の調整にかかる報告について(防人厚第12552号。26.8.21)他4件
- 文書6 宿舎法施行規則第19条の調整にかかる報告について(防人厚第13797号。26.9.18)他4件
- 文書7 宿舎法施行規則第19条の調整にかかる報告について(防人厚第15488号。26.10.20)他4件
- 文書8 宿舎法施行規則第19条の調整にかかる報告について(防人厚第16818号。26.11.19)他4件
- 文書9 宿舎法施行規則第19条の調整にかかる報告について(防人厚第18810号。26.12.19)他4件
- 文書10 宿舎法施行規則第19条の調整にかかる報告について(防人厚第69号。27.1.20)他4件
- 文書11 宿舎法施行規則第19条の調整にかかる報告について(防人厚第2343号。27.2.23)他4件
- 文書12 宿舎法施行規則第19条の調整にかかる報告について(防人厚第3416号。27.3.18)他4件
- 文書13 債権発生通知について(26.3.27付)
- 文書14 宿舎(使用料)変更通知について(26.4.17付)
- 文書15 宿舎(使用料)変更通知について(26.5.1付)
- 文書16 宿舎(使用料)変更通知について(26.6.3付)

- 文書17 宿舎（使用料）変更通知について（26. 6. 13付）
- 文書18 宿舎（使用料）変更通知について（26. 9. 5付）
- 文書19 宿舎（使用料）変更通知について（26. 11. 12付）
- 文書20 宿舎（使用料）変更通知について（26. 12. 9付）1
- 文書21 宿舎（使用料）変更通知について（26. 12. 9付）2
- 文書22 宿舎（使用料）変更通知について（27. 1. 26付）
- 文書23 宿舎（使用料）変更通知について（27. 3. 10付）
- 文書24 債権発生通知について（27. 3. 26付）
- 文書25 合同宿舎使用料の改定について（関財浜統6第93号。26. 3. 10）
- 文書26 合同宿舎使用料の改定について（関財統4第147号。26. 3. 11）
- 文書27 合同宿舎使用料の改定について（関財立統3第220号。26. 3. 11）
- 文書28 合同宿舎使用料の改定について（関財東統7第508号。26. 3. 13）
- 文書29 合同宿舎使用料の改定について（関財千統5第92号。26. 3. 13）
- 文書30 省庁別宿舎使用料の改定について（26. 3. 13付）
- 文書31 衆議院省庁別宿舎の使用料改定について（通知）（衆管発第84号。26. 3. 17）
- 文書32 特定駐屯地A特借宿舎・一般借受宿舎料金表（改正）（26. 4. 1付）
- 文書33 宿舎使用料の改定について（国土交通省）
- 文書34 平成26年度公務員宿舎使用料（防衛医科大学校）
- 文書35 26年度 改定宿舎使用料算定 特定駐屯地B維持管理宿舎（26. 4. 1付。陸上自衛隊特定駐屯地B）
- 文書36 平成26年度宿舎使用料一覧表（陸上自衛隊中央業務支援隊）
- 文書37 合同宿舎使用料の改定について（関財浜統6第169号。26. 4. 18）
- 文書38 合同宿舎使用料の改定について（関財統4第269号。26. 4. 21）
- 文書39 合同宿舎使用料の改定について（関財千統5第151号。26. 4. 21）
- 文書40 合同宿舎使用料の改定について（関財東統7第829号。26. 4. 23）
- 文書41 合同宿舎使用料の改定について（関財立統3第357号。26. 4. 23）

- 文書42 平成26年度債権管理簿（26.4.1付。陸上自衛隊特定学校）
- 文書43 公務員宿舎使用料の徴収依頼書（府厚第156号。26.4.10）
- 文書44 宿舎使用料債権金額の通知について（法務省施第933号。26.4.18）
- 文書45 徴収依頼書（26.6.4付。経済産業省）
- 文書46 公務員宿舎使用料の徴収について（依頼）（衆管発第249号の1。26.6.25）
- 文書47 公務員宿舎使用料の徴収依頼書（26.7.28付。内閣府）
- 文書48 宿舎使用料の徴収依頼について（26.7.29付。総務省）
- 文書49 公務員宿舎使用料の徴収依頼書（財会第1636号。26.7.29）
- 文書50 徴収依頼書（26.7.31付。経済産業省）
- 文書51 公務員宿舎使用料の徴収依頼書（財会第1693号。26.7.31）
- 文書52 公務員宿舎使用料の徴収について（依頼）（国官福第294号。26.8.5）
- 文書53 公務員宿舎使用料の徴収依頼書（府厚第284号。26.8.7）
- 文書54 国家公務員宿舎使用料の徴収について（警察庁丁会発第657号。26.8.20）
- 文書55 公務員宿舎使用料の徴収について（依頼）（国官福第350号。26.9.2）
- 文書56 公務員宿舎使用料の徴収依頼書（府厚第315号。26.9.8）
- 文書57 徴収依頼書（26.10.21付。経済産業省）
- 文書58 公務員宿舎使用料の徴収依頼書（26.12.24付。内閣府）
- 文書59 公務員宿舎使用料の徴収依頼書（26.7.22付。内閣府）
- 文書60 公務員宿舎使用料の徴収依頼書（26.3.28付。国土交通省）
- 文書61 公務員宿舎使用料の徴収依頼書（26.3.31付。内閣府）
- 文書62 公務員宿舎使用料の徴収依頼書（26.5.27付。内閣府）
- 文書63 公務員宿舎使用料の徴収依頼書（26.4.23付。内閣府）
- 文書64 公務員宿舎使用料の徴収依頼書（26.6.11付。経済産業省）
- 文書65 公務員宿舎使用料の徴収依頼書（26.6.17付。外務省）

- 文書 6 6 公務員宿舎使用料の徴収依頼書 (2 6 . 6 . 2 3 付。海上保安
庁)
- 文書 6 7 公務員宿舎使用料の徴収依頼書 (2 6 . 6 . 2 3 付。衆議院事
務局)
- 文書 6 8 公務員宿舎使用料の徴収依頼書 (2 6 . 6 . 2 4 付。経済産業
省)
- 文書 6 9 公務員宿舎使用料の徴収依頼書 (2 6 . 7 . 4 付。外務省)
- 文書 7 0 公務員宿舎使用料の徴収依頼書 (2 6 . 7 . 1 1 付。外務省)
- 文書 7 1 公務員宿舎使用料の徴収依頼書 (2 6 . 7 . 1 4 付。内閣府)
- 文書 7 2 公務員宿舎使用料の徴収依頼書 (2 6 . 7 . 1 7 付。経済産業
省)
- 文書 7 3 公務員宿舎使用料の徴収依頼書 (2 6 . 7 . 2 2 付。国土交通
省)
- 文書 7 4 公務員宿舎使用料の徴収依頼書 (2 6 . 7 . 2 2 付。厚生労働
省)
- 文書 7 5 公務員宿舎使用料の徴収依頼書 (2 6 . 7 . 2 5 付。厚生労働
省)
- 文書 7 6 公務員宿舎使用料の徴収依頼書 (2 6 . 8 . 1 9 付。警察庁)
- 文書 7 7 公務員宿舎使用料の徴収依頼書 (2 6 . 9 . 1 付。内閣府)
- 文書 7 8 公務員宿舎使用料の徴収依頼書 (2 6 . 9 . 1 1 付。警察庁)
- 文書 7 9 公務員宿舎使用料の徴収依頼書 (2 6 . 1 1 . 1 2 付。外務
省)
- 文書 8 0 公務員宿舎使用料の徴収依頼書 (2 6 . 1 2 . 3 付。内閣府)
- 文書 8 1 公務員宿舎使用料の徴収依頼書 (2 6 . 1 2 . 1 9 付。内閣
府)
- 文書 8 2 公務員宿舎使用料の徴収依頼書 (2 6 . 1 2 . 2 5 付。内閣
府)
- 文書 8 3 公務員宿舎使用料の徴収依頼書 (南関東防衛局)
- 文書 8 4 公務員宿舎使用料の徴収依頼書 (北関東防衛局)
- 文書 8 5 公務員宿舎使用料の徴収依頼書 (地方防衛局転出)
- 文書 8 6 公務員宿舎使用料の徴収依頼書 (地方防衛局転入)
- 文書 8 7 公務員宿舎使用料の徴収依頼書 (独法転出)
- 文書 8 8 公務員宿舎使用料の徴収依頼書 (独法転入)
- 文書 8 9 公務員宿舎使用料の徴収依頼書 (統合幕僚監部)
- 文書 9 0 公務員宿舎使用料の徴収依頼書 (情報本部)
- 文書 9 1 公務員宿舎使用料の徴収依頼書 (防衛監察本部)
- 文書 9 2 公務員宿舎使用料の徴収依頼書 (防衛医科大学校)

- 文書 9 3 公務員宿舎使用料の徴収依頼書（防衛大学校）
- 文書 9 4 公務員宿舎使用料の徴収依頼書（防衛研究所）
- 文書 9 5 公務員宿舎使用料の徴収依頼書（装備施設本部）
- 文書 9 6 公務員宿舎使用料の徴収依頼書（技術研究本部）
- 文書 9 7 公務員宿舎使用料の徴収依頼書（航空自衛隊）
- 文書 9 8 公務員宿舎使用料の徴収依頼書（海上自衛隊）
- 文書 9 9 公務員宿舎使用料の徴収依頼書（陸上自衛隊）
- 文書 1 0 0 公務員宿舎使用料の徴収依頼書（4月分）
- 文書 1 0 1 公務員宿舎使用料の徴収依頼書（5月分）
- 文書 1 0 2 公務員宿舎使用料の徴収依頼書（6月分）
- 文書 1 0 3 公務員宿舎使用料の徴収依頼書（7月分）
- 文書 1 0 4 公務員宿舎使用料の徴収依頼書（8月分）
- 文書 1 0 5 公務員宿舎使用料の徴収依頼書（9月分）
- 文書 1 0 6 公務員宿舎使用料の徴収依頼書（10月分）
- 文書 1 0 7 公務員宿舎使用料の徴収依頼書（11月分）
- 文書 1 0 8 公務員宿舎使用料の徴収依頼書（12月分）
- 文書 1 0 9 公務員宿舎使用料の徴収依頼書（1月分）
- 文書 1 1 0 公務員宿舎使用料の徴収依頼書（2月分）
- 文書 1 1 1 公務員宿舎使用料の徴収依頼書（3月分）
- 文書 1 1 2 国家公務員宿舎法施行規則第19条の調整に係る報告書について（依頼）（26.5.9付）
- 文書 1 1 3 単身赴任手当に係る認定等状況報告について（防人厚第6452号。26.5.8）他8件
- 文書 1 1 4 単身赴任手当に係る認定等状況報告について（防人厚第8194号。26.6.9）他6件
- 文書 1 1 5 単身赴任手当に係る認定等状況報告について（防人厚第10160号。他1件。26.7.8）
- 文書 1 1 6 単身赴任手当に係る認定等状況報告について（防人厚第11788号。26.8.7）
- 文書 1 1 7 単身赴任手当に係る認定等状況報告について（防人厚第13424号。26.9.8）
- 文書 1 1 8 単身赴任手当に係る認定等状況報告について（防人厚第14877号。26.10.8）

3（開示すべき部分）

- (1) 文書13の2枚目の表中の「備考」欄の不開示部分全て及び10枚目の表中の「No」欄の1ないし6及び8ないし18の「備考」欄の不開示部分
- (2) 文書14ないし文書22の2枚目の表中の「備考」欄の不開示部分全て
- (3) 文書23の2枚目の表中の「No」欄の3の「備考」欄の不開示部分
- (4) 文書24の2枚目の表中の「No」欄の1及び2並びに6枚目及び7枚目の表中の「No」欄の2及び4ないし8の「備考」欄の不開示部分
- (5) 文書24の3枚目ないし5枚目及び8枚目ないし26枚目の表中の「適用」欄の不開示部分
- (6) 文書27の5枚目の電話番号
- (7) 文書48の1枚目の直通電話番号
- (8) 文書87の2枚目の表中の「宛先」欄の電話番号

別表（不開示とした部分及び理由）

番号	文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1 ないし文書 1 7	1 枚目の一部（連絡先を除く。）	個人に関する情報であり，これを公にした場合，特定の個人を識別でき，又は特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるとともに，国の機関が行う事務に関する情報であって，公にすることにより，事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書 1 8	同上 7 枚目の担当者氏名	
	文書 1 9 ないし文書 2 4	1 枚目の一部（連絡先を除く。）	
	文書 2 5 及び文書 2 6	7 枚目の一部（メールアドレスを除く。）	
	文書 2 7	5 枚目の一部（電話番号を除く。）	
	文書 2 9	1 1 枚目及び 1 2 枚目のそれぞれ一部（メールアドレスを除く。）	
	文書 4 2	1 枚目の担当者氏名	
	文書 4 5	1 枚目の欄外の印影及び担当者氏名	
	文書 4 8	1 枚目の一部（電話番号，F A X 番号及びメールアドレスを除く。）	
	文書 5 0	1 枚目の欄外の印影及び担当者氏名	
	文書 5 7	1 枚目の担当者氏名	
	文書 5 9	1 枚目の欄外の職名及び印影並びに 2 枚目の担当者氏名	
	文書 6 0	1 枚目の欄外の職名及び印影	
	文書 6 1	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影	
文書 6 2 ないし文書 7 6	1 枚目の欄外の印影		

文書 7 7	1 枚目の欄外の職名，印影及び担当者氏名
文書 7 8 ないし文書 8 2	1 枚目の欄外の職名及び印影
文書 8 3	2 枚目， 3 枚目及び 7 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影
文書 8 4	1 枚目， 3 枚目， 4 枚目及び 6 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影
文書 8 5	1 枚目ないし 1 1 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影
文書 8 6	1 枚目の欄外の印影及び 6 枚目の担当者氏名
文書 8 7	1 枚目， 4 枚目及び 5 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影並びに 3 枚目の職名 2 枚目の担当者氏名
文書 8 8	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影
文書 8 9	2 枚目及び 4 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影
文書 9 0	2 枚目， 4 枚目， 5 枚目， 1 0 枚目及び 1 2 枚目のそれぞれ担当者氏名 5 枚目ないし 8 枚目及び 1 0 枚目ないし 1 3 枚目のそれぞれ欄外の印影 5 枚目ないし 8 枚目， 1 1 枚目及び 1 3 枚目のそれぞれ欄外の職名
文書 9 1	1 枚目ないし 4 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影
文書 9 2	1 枚目の欄外の職名並びに 2 枚目ないし 4 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影

文書 9 3	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影
文書 9 4	1 枚目ないし 4 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影
文書 9 5	1 枚目ないし 4 枚目及び 6 枚目ないし 8 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影
	1 枚目, 3 枚目及び 6 枚目のそれぞれ担当者氏名
文書 9 6	1 枚目, 3 枚目及び 5 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影
文書 9 7	1 枚目, 3 枚目, 8 枚目及び 10 枚目ないし 12 枚目のそれぞれ担当者氏名
	4 枚目ないし 7 枚目及び 13 枚目ないし 15 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影
文書 9 8	1 枚目, 7 枚目及び 8 枚目のそれぞれ担当者氏名
	2 枚目ないし 6 枚目及び 9 枚目ないし 12 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影
文書 9 9	1 枚目ないし 5 枚目, 7 枚目ないし 9 枚目, 11 枚目, 12 枚目及び 21 枚目ないし 28 枚目のそれぞれ担当者氏名
	6 枚目, 13 枚目ないし 20 枚目及び 29 枚目ないし 33 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影
文書 1 0 0	1 枚目ないし 22 枚目, 24 枚目, 26 枚目, 28 枚目及び 30 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影
文書 1 0	1 枚目ないし 10 枚目, 2

	1	0枚目, 22枚目, 24枚目及び26枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影	
	文書102	1枚目ないし5枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影	
	文書103	1枚目ないし10枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影	
	文書104	1枚目ないし9枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影	
	文書105	1枚目ないし8枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影	
	文書106	1枚目ないし9枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影	
	文書107及び文書108	1枚目ないし8枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影	
	文書109	1枚目ないし4枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影	
	文書110	1枚目ないし10枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影	
	文書111	1枚目ないし6枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影	
	文書112	2枚目のメール印刷者, 差出人, 宛先, CC並びに署名欄の職名及び担当者氏名	
	文書113ないし文書118	1枚目の一部(連絡先を除く。)	
2	文書1ないし文書17	1枚目の連絡先	国の機関が行う事務に関する情報であって, 公にすることにより, 偽計等の対象とされ, 緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど, 国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼ
	文書18	同上 7枚目の内線番号及びFAX番号	
	文書19ないし文	1枚目の連絡先	

書 24		すおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
文書 25	7枚目のメールアドレス 8枚目のFAX番号	
文書 26	6枚目のFAX番号 7枚目のメールアドレス	
文書 27	5枚目の電話番号	
文書 29	11枚目及び12枚目のそれぞれメールアドレス 13枚目のFAX番号	
文書 36	1枚目ないし4枚目のそれぞれ欄外のFAX番号	
文書 42	1枚目の内線番号	
文書 45	1枚目の内線番号、電話番号（ダイヤルイン）及びメールアドレス	
文書 48	1枚目の電話番号、FAX番号及びメールアドレス	
文書 50	1枚目の内線番号、電話番号（ダイヤルイン）及メールアドレス	
文書 54	1枚目の内線番号	
文書 57	1枚目の内線番号、電話番号（ダイヤルイン）及びメールアドレス	
文書 59	2枚目の内線番号及びメールアドレス	
文書 77	1枚目の内線番号	
文書 87	2枚目の電話番号、FAX番号及び内線番号	
文書 90	2枚目及び4枚目のそれぞれ内線番号及びFAX番号 5枚目、10枚目及び12枚目のそれぞれ内線番号	
文書 95	1枚目、3枚目及び6枚目のそれぞれ内線番号	
文書 97	1枚目、3枚目、8枚目及び10枚目ないし12枚目	

		のそれぞれ内線番号及びFAX番号	
	文書98	1枚目, 7枚目及び8枚目のそれぞれ内線番号及びFAX番号	
	文書99	1枚目ないし5枚目, 7枚目ないし9枚目, 11枚目, 12枚目及び21枚目ないし28枚目のそれぞれ内線番号及びFAX番号	
	文書112	2枚目の署名欄の専用線番号及びメールアドレス	
	文書113ないし文書118	1枚目の連絡先	
3	文書13	2枚目ないし30枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり, これを公にした場合, 特定の個人を識別でき, 又は特定の個人を識別することはできないが, 公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあることから, 法5条1号に該当するため不開示とした。
	文書14	2枚目ないし4枚目のそれぞれ一部	
	文書15	2枚目ないし5枚目のそれぞれ一部	
	文書16及び文書17	2枚目ないし4枚目のそれぞれ一部	
	文書18	2枚目ないし7枚目のそれぞれ一部(7枚目の担当者氏名, 内線番号及びFAX番号を除く。)	
	文書19及び文書20	2枚目ないし4枚目のそれぞれ一部	
	文書21及び文書22	2枚目ないし6枚目のそれぞれ一部	
	文書23	2枚目ないし8枚目のそれぞれ一部	

文書 2 4	2 枚目ないし 2 6 枚目のそれぞれ一部
文書 3 1	1 枚目の一部
文書 4 3	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部
文書 4 4	2 枚目の一部
文書 4 5	1 枚目の一部（欄外の印影，担当者氏名，内線番号，電話番号（ダイヤルイン）及びメールアドレスを除く。）
文書 4 6 及び文書 4 7	1 枚目の一部
文書 4 8	2 枚目の一部
文書 4 9	1 枚目の一部
文書 5 0	1 枚目の一部（欄外の印影，担当者氏名，内線番号，電話番号（ダイヤルイン）及びメールアドレスを除く。）
文書 5 1	1 枚目の一部
文書 5 2	2 枚目の一部
文書 5 3	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部
文書 5 4 及び文書 5 5	2 枚目の一部
文書 5 6	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部
文書 5 7	1 枚目の一部（担当者氏名，内線番号，電話番号（ダイヤルイン）及びメールアドレスを除く。）
文書 5 8	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部
文書 5 9	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ

		れ一部（1枚目の欄外の職名及び印影並びに2枚目の担当者氏名，内線番号及びメールアドレスを除く。）
文書60		1枚目の一部（欄外の職名及び印影を除く。）
文書61		1枚目及び2枚目のそれぞれ一部（欄外の職名及び印影を除く。）
文書62 ないし文書76		1枚目の一部（欄外の印影を除く。）
文書77		1枚目の一部（欄外の職名，印影，担当者氏名及び内線番号を除く。）
文書78 ないし文書82		1枚目の一部（欄外の職名及び印影を除く。）
文書83		1枚目ないし7枚目のそれぞれ一部（2枚目，3枚目及び7枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影を除く。）
文書84		1枚目ないし6枚目のそれぞれ一部（1枚目，3枚目，4枚目及び6枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影を除く。）
文書85		1枚目ないし11枚目のそれぞれ一部（欄外の職名及び印影を除く。）
文書86		1枚目ないし6枚目のそれぞれ一部（1枚目の欄外の印影及び6枚目の担当者氏名を除く。）
文書87		1枚目及び3枚目ないし5枚目のそれぞれ一部（1枚目，4枚目及び5枚目のそ

	れぞれ欄外の職名及び印影並びに 3 枚目の職名を除く。)
	2 枚目の一部 (担当者氏名, 電話番号, F A X 番号及び内線番号を除く。)
文書 8 8	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部 (欄外の職名及び印影を除く。)
文書 8 9	1 枚目ないし 4 枚目のそれぞれ一部 (2 枚目及び 4 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影を除く。)
文書 9 0	1 枚目ないし 1 3 枚目のそれぞれ一部 (2 枚目及び 4 枚目のそれぞれ内線番号及び F A X 番号, 2 枚目, 4 枚目, 5 枚目, 1 0 枚目及び 1 2 枚目のそれぞれ担当者氏名, 5 枚目ないし 8 枚目及び 1 0 枚目ないし 1 3 枚目のそれぞれ欄外の印影, 5 枚目, 1 0 枚目及び 1 2 枚目のそれぞれ内線番号並びに 5 枚目ないし 8 枚目, 1 1 枚目及び 1 3 枚目のそれぞれ欄外の職名を除く。)
文書 9 1	1 枚目ないし 4 枚目のそれぞれ一部 (欄外の職名及び印影を除く。)
文書 9 2	1 枚目ないし 4 枚目のそれぞれ一部 (1 枚目の欄外の職名並びに 2 枚目ないし 4 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影を除く。)
文書 9 3	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ

		れ一部（欄外の職名及び印影を除く。）
文書 9 4		1 枚目ないし 4 枚目のそれぞれ一部（欄外の職名及び印影を除く。）
文書 9 5		1 枚目ないし 9 枚目のそれぞれ一部（1 枚目ないし 4 枚目及び 6 枚目ないし 8 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影並びに 1 枚目， 3 枚目及び 6 枚目のそれぞれ担当者氏名及び内線番号を除く。）
文書 9 6		1 枚目ないし 6 枚目のそれぞれ一部（1 枚目， 3 枚目及び 5 枚目のそれぞれ欄外職名及び印影を除く。）
文書 9 7		1 枚目ないし 1 5 枚目のそれぞれ一部（1 枚目， 3 枚目， 8 枚目及び 1 0 枚目ないし 1 2 枚目のそれぞれ担当者氏名， 内線番号及び F A X 番号並びに 4 枚目ないし 7 枚目及び 1 3 枚目ないし 1 5 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影を除く。）
文書 9 8		1 枚目ないし 1 2 枚目のそれぞれ一部（1 枚目， 7 枚目及び 8 枚目のそれぞれ担当者氏名， 内線番号及び F A X 番号並びに 2 枚目ないし 6 枚目及び 9 枚目ないし 1 2 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影を除く。）
文書 9 9		1 枚目ないし 3 3 枚目のそれぞれ一部（1 枚目ないし 5 枚目， 7 枚目ないし 9 枚

		目， 1 1 枚目， 1 2 枚目及び 2 1 枚目ないし 2 8 枚目のそれぞれ担当者氏名， 内線番号及び F A X 番号並びに 6 枚目， 1 3 枚目ないし 2 0 枚目及び 2 9 枚目ないし 3 3 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影を除く。）
	文 書 1 0 0	1 枚目ないし 3 9 枚目のそれぞれ一部（ 1 枚目ないし 2 2 枚目， 2 4 枚目， 2 6 枚目， 2 8 枚目及び 3 0 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影を除く。）
	文 書 1 0 1	1 枚目ないし 2 7 枚目のそれぞれ一部（ 1 枚目ないし 1 0 枚目， 2 0 枚目， 2 2 枚目， 2 4 枚目及び 2 6 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影を除く。）
	文 書 1 0 2	1 枚目ないし 6 枚目のそれぞれ一部（ 1 枚目ないし 5 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影を除く。）及び 7 枚目の全部
	文 書 1 0 3	1 枚目ないし 1 4 枚目のそれぞれ一部（ 1 枚目ないし 1 0 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影を除く。）
	文 書 1 0 4	1 枚目ないし 9 枚目のそれぞれ一部（欄外の職名及び印影を除く。）
	文 書 1 0 5	1 枚目ないし 8 枚目のそれぞれ一部（欄外の職名及び印影を除く。）
	文 書 1 0 6	1 枚目ないし 9 枚目のそれぞれ一部（欄外の職名及び

		印影を除く。)	
	文書 1 0 7 及び 文 書 1 0 8	1 枚目ないし 8 枚目のそれ ぞれ一部 (欄外の職名及び 印影を除く。)	
	文書 1 0 9	1 枚目ないし 4 枚目のそれ ぞれ一部 (欄外の職名及び 印影を除く。)	
	文書 1 1 0	1 枚目ないし 1 0 枚目のそ れぞれ一部 (欄外の職名及 び印影を除く。)	
	文書 1 1 1	1 枚目ないし 6 枚目のそれ ぞれ一部 (欄外の職名及び 印影を除く。)	
	文書 1 1 3	4 枚目, 7 枚目, 1 0 枚 目, 1 3 枚目, 1 5 枚目, 1 8 枚目, 2 1 枚目, 2 4 枚目及び 2 7 枚目のそれぞ れ一部	
	文書 1 1 4	4 枚目, 7 枚目, 1 0 枚 目, 1 3 枚目, 1 6 枚目, 1 9 枚目及び 2 2 枚目のそ れぞれ一部	
	文書 1 1 5	4 枚目及び 7 枚目のそれぞ れ一部	
	文書 1 1 6 ないし 文書 1 1 8	4 枚目の一部	
4	文書 3 2	1 枚目及び 2 枚目のそれぞ れ一部	公務員宿舎の所在等に関 する情報であり, これ を公にすることにより, 当該宿舎に居住する自衛 隊員の身体や財産等への 不法な侵害, 当該宿舎へ の不法な侵入や破壊行為 といった犯罪行為を招く おそれがあることから,
	文書 3 5	1 枚目の一部	
	文書 3 6	1 枚目ないし 4 枚目のそれ ぞれ一部 (欄外の F A X 番 号を除く。)	
	文書 4 2	1 枚目の一部 (担当者氏名 及び内線番号を除く。)	

			法5条4号に該当するため不開示とした。
--	--	--	---------------------